

日 時	平成28年8月3日（水） 14:00～16:00	場 所	下関市役所新館5階会議室
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、藤本由季委員、林陽一郎委員、小川雅美委員、田中義道委員、今村方子委員、高杉志緒委員、太田英弘委員、若松佐織委員、藤原康子委員、高山剛委員、古賀はるみ委員、藤野裕子委員、津守美智代委員、小林淳子委員、		
事務局	[こども未来部] 佐伯部長、木村部次長、川口こども育成課長、田村こども家庭課長、野坂こども保健課主幹、丹嶋こども育成課長補佐、藤野主査、森本係長、齋藤係長 [教育部] 三好教育政策課長、井上学校教育課長、宇都宮学校支援課長、高原学校保健給食課長		
資 料	・（資料1）平成28年度こども政策関連の主な事業について ・（資料2）保育士等配置要件の弾力化の取扱いについて		

○事務局（丹嶋補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから子ども子育て審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めることになりました、こども育成課課長補佐の丹嶋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に審議会委員の変更がございましたのでご紹介いたします。本年3月末に、前任の委員が退職したことに伴いまして、本日付けで新たに委員を任命することとなりました。任期は、下関市子ども・子育て審議会条例第4条に基づきまして、前任者の残任期間となり、皆様と同じ任期となります。それでは、一言ご挨拶をお願いします。

○委員

突然ではありますが今回の仲間に入れていただくことになりました、よろしくお願いいたします。子ども・子育て支援ということで、皆様のご意見を伺いながら、私なりに一生懸命考えていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（丹嶋補佐）

ありがとうございました。それでは開会にあたり、こども未来部部長佐伯からごあいさつ申し上げます。

○佐伯こども未来部長

皆様こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、こども未来部の部長をしております佐伯と申します。本日は委員の皆様におかれましては、お暑い中審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、平素から本市の子ども・子育て支援政策に対しましてご尽力を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

さて、本市ではこの子ども・子育て審議会でご貴重なご意見をいただきまして、平成27年3月に“*For Kids*” プラン2015を策定し、幼児教育・保育や子育て環境の充実に努めているところでございます。計画の2年目を迎えまして、新たな事業といたしましては、小中学生を対象に医療費に要した自己負担の一部を助成する子どもの医療費助成事業や、出産直後の産婦が抱える育児不安等の解消のための産後

ケア事業、これらをこの10月からスタートしようとしているところでございます。また、就学前施設の整備といたしましては、平成30年4月の開園に向け、幡生ヤード跡地において本庁地区のこども園整備事業に着手しているところでございます。また、児童クラブの利用者数の増加に対応するために、専用棟の整備など、ハード事業についても着実に進めているところでございます。

さて先日、私は市長の国への要望活動に同行いたしまして、厚生労働省及び内閣府に参ったところで。こちらのほうでは、この度の組閣で留任なさいました加藤内閣府特命担当大臣に直接お会いすることができまして、大臣に、今年度から始まりました、保育の新制度の中での保育料算定にあたって年収が約360万円相当以下の世帯に対する多子世帯における保育料の算定に係る特例措置についてということで、この更なる拡充を中心にして、少子化対策に対する更なる支援を要望させていただいたところ。加藤大臣からは、国においては、財源確保という大きな課題があるということをおっしゃっていただきましたけれども、幼児教育・保育の無償化ということについては自民党の公約でもありますので、是非検討して、来年度予算の中では何とか少しでも拡充するような方向で摺合せしていきたいというお言葉をいただいているところでございます。子ども子育て支援をするにあたりましては、多額の費用がかかるというのは皆さんご存知かと思えます。一自治体では財政的に大変厳しい中、昨今では、この子育て支援の施策は都市間競争のひとつのツールになっているという状況にもなっております。こういった実態も踏まえまして、国や県に対して今後も積極的に要望活動を行っていききたいと感じたところでございます。

本日の審議会では、平成28年度の子ども施策に関する主要な事業と、前回の審議会でご様に貴重なご意見をいただきました保育士等の配置基準の特例についてのご説明をさせていただきまして、各委員さんのご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日はこの後、別の協議会もございまして長丁場になろうかと思えますけれども、ぜひ皆様のご意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（丹嶋補佐）

それでは、横山会長に審議会の進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、暑い中お集まりいただきありがとうございます。本当に猛暑が続いていますので、体調に気を付けられてください。

今から、平成28年度第1回下関市子ども・子育て審議会を始めさせていただきたいのですが、最初に事務局の方から今日の出席委員さんの状況を教えていただけますか。

○事務局（丹嶋補佐）

本日は、委員総数19名のうち3名欠席で16名の出席をいただいております。過半数の出席がありますので、下関市子ども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。以上です。

○会長

それでは今日の進行ですが、お手元に配られている次第に沿っていききたいと思います。事前にお届けしている資料と、本分配付の資料について、最初に事務局から説明をお願いします。

○事務局（丹嶋補佐）

それでは配布資料の確認をさせていただきます。本日は、事前に配布させていただきました平成28年度実施計画、資料1、そして本日席上配付しております資料2がございます。お手元にはない方はいらっしゃるでしょうか。挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○会長

それでは早速、最初の議題ですが、平成28年度こども政策関連の主な事業ということで、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（藤野主査）

こども育成課の藤野です。

それでは資料1、「平成28年度こども政策関連事業」についてご説明申し上げます。

まず、平成28年度に策定いたしました「実施計画」については、事前配付させていただいているところです。下関市では、平成27年3月に、下関市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画“*For Kids*”プラン2015を策定しました。次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づいた市町村行動計画として位置づけられており、「次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標」及び「実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期」を定めるものとされています。別紙【平成28年度実施計画】は、市町村行動計画の一部で、「次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標」及び「実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその時期」を事業単位で示したものとなっており、「市町村行動計画に基づく措置の実施の状況」を公表することを目的に策定したところです。本日は、その実施計画に掲載した各事業のうち、平成28年度に実施する、こども政策に関する主な事業について、説明させていただきます。

資料1の1ページ、事業1「特定教育・保育施設業務」です。

「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法第27条において、「市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設」と定義されており、保育園、認定こども園、新制度の幼稚園のこととなります。

2月に開催した審議会において、予定・見込みとしてご説明した、平成28年度の利用定員について、確定内容を改めてご説明いたしますと、平成28年度の下関市における利用定員は、市域全体で7,182人となっております。次のページには、平成28年度の量と確保の見込みを掲載しておりますが、市域全体で量の見込み6,972人に対し、確保の見込みは、7,182人となり、全体では充足はしているものの、3号認定こどもの1・2歳児については、量の見込み1,723人に対し、確保の見込みは1,662人となり、61人の確保が不足しているという見込みとなっております。これについては、今後の入園数の実績を注意深く見ていながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、現在の入園状況が次の表となります。平成28年7月現在の、市外からの入園児童15名を除く「地区別入園充足率」は、市域全体では、1号82.3%、2・3号は95.3%となっております。また、国基準の待機児童数は、長府地区、山陽地区、川中・勝山地区の各地区に2名ずつ、合計6名となっています。待機児童の対応についても、各施設の状況を確認しながら調整してまいります。

次に、今年度の保育所などに対する取組のトピックを1つご紹介させていただきます。6月補正で予算措置いたしました、「保育所などにおける業務効率化推進事業」でございます。これは、保育所などの

保育士の業務において負担となっている書類作成などの業務について、ICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的に、園児台帳、指導計画や保育日誌などの機能を持った、保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を、国と市が補助するものです。対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園で、補助率は国が4分の3、市が4分の1で、補助額は1ヶ所あたり100万円以内となっております。

次に、「事業2」こども育成課所管の「保育料の多子軽減事業」です。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設等に係る利用者負担＝保育料は、国の定める額を上限として、市町村が定めることとされております。下関市においては、国の基準より低い額で保育料を決定しているところですが、さらに、多子世帯については、市独自の「第2子保育料軽減事業」や、山口県内で行われている第3子軽減事業である「多子世帯応援保育料等軽減事業」により、さらに、経済的負担の軽減を図っております。

具体的には、「事業詳細」欄にありますように、①県事業である「多子世帯応援保育料等軽減事業」は、平成19年度から継続実施されている事業で、世帯に20歳未満の兄弟がいる場合、その兄弟を含めて第3子以降にあたる子どもの保育料を軽減するものです。3歳未満児である3号こどもは、全額又は1/2軽減があり、県の補助率は、1/2となっております。なお、平成27年度からは、3歳以上児にも制度拡充され、1・2号認定こどもも軽減の対象となっております。1・2号こどもは、1/2又は1/4軽減があり、県の補助率は10/10となっております。

②次に、下関市の単市事業である「第2子保育料軽減事業」は、平成27年度から継続実施している事業で、世帯に、小学校3年生以下の兄弟がいる場合、その兄弟を含めて第2子にあたる、2号・3号子どもの保育料を軽減するものです。

平成28年度の事業費は、約1億4,500万円で、子育て支援として要望の多い経済的負担軽減を図ることにより、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指しております。

次に、「事業3」こども育成課所管の「地域子育て支援拠点事業」です。

この事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供させていただくことで、家庭への子育て支援を充実させることを目的に実施しております。現在、公立園併設による直営事業が5か所、私立園併設による委託事業が7か所、単独施設による委託事業が3か所と、こども家庭課が所管しております、ふくふくこども館があり、合計16か所で実施しております。

平成28年度の事業費は、約1億1,200万円となっており、本年度は、待機児童がでている地区、長府地区と豊浦地区の公立園併設の2ヶ所を廃止して通常保育の枠の確保をいたしましたが、地域のバランスを考慮して、山陽地区と山陰地区に1ヶ所ずつ新規のセンターをオープンし、利用者の利便性に配慮させていただいているところです。

次に、「事業4」こども育成課所管の「発達支援機能強化事業」です。

この事業は、あらゆる状況にある子どもの育ちを支援する体制強化の一環として、障害の疑いのある子どもに対する専門医による早期診断を行うため、こども発達センター内に設置された発達障害専門の診療所に対し運営補助を行うことを目的に事業を実施しております。

平成28年度の事業費は、1,600万円で、社会福祉法人下関市社会福祉事業団が設置する下関市こども発達センター診療所に対し、運営費の一部を補助することで、支援が必要な児童の初回相談から診察、福祉サービスの利用援助などを、迅速に支援する療育体制を確保し、福祉の増進及び利用環境の充実を図っております。

次に、「事業5」こども育成課所管の「本庁地区こども園整備事業」です。

この事業は、従前から計画しておりました、老朽施設の更新やより適正な保育集団の確保と新たな子育て環境の提供を目的に、本庁地区の公立園である、高尾保育園、大坪保育園、千草保育園、生野幼稚園4園を統廃合し、子育て支援センターと児童発達支援の機能を付加した本庁地区こども園を、幡生に整備する事業です。事業は、平成27年度に実施設計等を行い、本年度は用地買収をへて、建設工事に着手し、平成30年度に供用開始を目指しております。

平成28年度の事業費は、3億2,900万円となっており、本庁地区こども園整備に係る保護者、地域住民等との情報共有を図りながら、事業を着実に推進してまいります。

次に、「事業6」こども家庭課所管の「子ども医療費助成事業」です。

この事業は、子育て家庭への経済的な支援と、小学生、中学生の健康保持、健康の増進を図るために実施するものです。現在、就学前の乳幼児については、「乳幼児医療費助成事業」を実施しており、3歳未満の乳幼児については、所得制限なしで、3歳以上就学前の幼児については、所得制限内の場合に、自己負担額の全額を公費助成しているところです。こども医療費助成事業は、乳幼児医療費助成事業に加えて、新たに、平成28年10月から、小学生及び中学生について、医療費の自己負担額3割の1/3を公費で助成しようとするものです。

平成28年度の事業費は、7,290万円で、平成28年10月の事業開始に向け、現在、市民への周知、医療機関等の関係機関との連携や調整など、円滑な導入を図るための準備を進めております。

次に、「事業7」こども家庭課所管の「放課後児童クラブ運営事業」です。

この事業は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、専用教室、その他の公共施設において、放課後児童支援員が、遊びを中心とした保育を実施し、適切な遊びと生活の場の提供により、子どもの健全な育成を図るものです。現在、市直営40か所50室、民営1ヶ所で実施しております。事業実施における懸案事項としては、放課後児童支援員を補助する補助員について、様々な方法で募集を行っておりますが、特に学校の夏季休業中の確保が十分にできない状況があります。

平成28年度の事業費は、約3億7千万円で、事業の実施に当たっては、山口県が実施する放課後児童支援員認定資格研修や、本市が実施する各種研修を通じて、放課後児童支援員と補助員の資質の向上も図ってまいります。

放課後児童クラブの入会状況については、次のページのとおりです。表は、平成28年7月1日現在の入会児童数と待機児童数を表しております。ここで、表に誤りがありましたので、訂正をお願いします。表の中ごろ熊野について、待機児童が1となっておりますが、正しくはゼロで、合計も98が97となります。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。あらためまして、7月1日現在待機児童は、文関、生野、山の田、角倉、向井、王司、清末、小月、川中西、川棚の10クラブで、合計97名発生している状況です。

この状況を踏まえ、次に説明いたします「放課後児童クラブの整備事業」を実施しております。

「事業8」放課後児童クラブ整備事業は、対象年齢の拡大や、学校の児童数の増加などにより、利用者数が増加し、待機児童が生じている児童クラブについて、教育委員会や各小学校と協力して、学校内の余裕教室の確保や、学校敷地内の専用棟の建設を行うことにより、児童の安全性の確保と、健全育成、安心・安全な保育を図ることを目的とした事業です。

平成28年度は、事業費約1億円で、児童クラブの利用者が増加し、現在暫定的に学校敷地外の廃園した保育所を利用して実施している川棚児童クラブについて、学校敷地内に専用棟を建設する予定となっております。

次に、「事業9」こども保健課所管の「母子保健業務」です。

この事業は、母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の健康の増進や異常の早期発見を行うための健康診査を行い、疾病や発達の遅れ等が疑われる児童について、必要に応じて医療や専門相談につなぐなど、個々に対応を行います。また、安心して子育てができる体制づくりのため、4ヶ月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、育児支援を行うとともに、相談事業や健康教育などを行っています。さらに、平成27年に、妊娠・子育てサポートセンターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援を開始しており、子育てしやすいサポート体制を強化しております。具体的には、「妊婦健康診査の公費負担」や「乳幼児健康診査」、「妊婦出産包括支援事業」として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っており、その他、「乳児家庭全戸訪問事業」「母子保健相談支援事業」「養育支援事業」「幼児発達相談事業」などを実施しております。

平成28年度の事業費は、全体で、約2億6,500万円で、平成27年度から、妊娠・子育てサポートセンターの母子保健コーディネーターによる、妊娠期からの切れ目のない支援を開始し、安心して子育てができるサポート体制を強化しているところです。また、本年10月からは、産後早期の産婦が抱える不安などの解消や、心身のケアを目的に、産後ケア事業を新たに実施する予定としております。

以上、平成28年度に実施する、こども政策関連の主な事業について、説明をさせていただきました。

○会長

ありがとうございました。前回の時に皆さんのご意見をいろいろいただいて、よくまとめられていると思いますけれど、個々の事業について何か質問やご意見等がございましたらお願いします。

○委員

6ページの児童クラブの件ですけれども、前回も話しは出たところですが、現在ちょうど夏休みが始まりまして、それで児童クラブを活用しながら、特に共稼ぎのところなんかは非常に助かっているところであると思われます。今の下関の状況というのは十分わからないですけど、全国的には小1の壁、つまり小学校に入ってからどうするのか、というので仕事を辞めざるを得ないという状況が一部生まれている。というのは、保育園は今、なかなか入所できないという現実がありますけれども、かなり長時間にわたって、あるいはホリデイとか病児とか、いろんな手当てを使って施策をされているところですけども、この学童につきましては、時間もそれほど長くない。例えば首都圏の方だと、かなり押し込まれてそれに対応して見ているところが、自治体によってはあると聞いています。

下関では、入れる状況としては何とかうまくいっているのか、それとも、時間とかでうまく利用するのがなかなか難しいという状況があるのかどうか。それで、例えば豊北町の場合は、角島地区は学童がありません。ですので、角島地区の人は親がそこまで連れて行って、迎えに行くのかなと思います。そんなに長距離ではないですが、仕事の関係でそれがうまくいっているのかということを含めて、どんな状況なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○田村こども家庭課長

こども家庭課です。よろしくお願いします。

今の児童クラブの状況ということでございますが、今日お配りしております資料の中に、7月1日現在の待機が出ているところに網掛けで表示をしております、特定の学校において待機者が発生してい

る状況でございます。市全体で見れば、全体の定員は割っているところでございますが、特定の一部の学校について待機者が集中している状況です。この状況について、こちらといたしましても、また夏休みに入ってから、それから入る前もですが、余裕教室の確保について再度、学校に確認をさせていただいたところですが、学校の方でも今は余裕教室がないということで進まない、それから、共用ならいい、というお言葉をいただいた学校もあるんですけれども、共用となりますと、使えない日に子どもたちがどこに行くか、というところで、その場所の確保ができていないという点で、ちょっと行き詰っているような状況があります。それから、県内の他市でも、やはり山口市等の何市かは待機者が発生していると聞いております。

子どもさんを預ける場所がないと、お母さんたちが働けないという現実はあると思いますが、毎日でなければ、例えば、ファミリーサポートセンターを使っていたり、児童館の近くの学校であれば、児童館を利用させていただいたりとか、そういうことをご案内している状況でございます。それで今後、児童クラブの整備、専用棟の整備を進めていきたいと考えているところです。

それと、豊北の状況ですが、角島の方から希望がある、ということはちらっと聞こえてきてはいますが、正式にこちらの方に申し出があるというような状況ではございません。

○委員

おそらく今、両親が働いていて、保育園をたくさんの方が利用されている。言ってみれば、同じような状況がこれからも出てくるし、まさにこれから児童クラブがどう対応していくかが求められてくる。だから、児童クラブに入れないことによって離職しなければならない、ということが下関はあるかわかりませんが、あるのかな、という気がします。

それで、この資料では空いているところもあるじゃないですか。いわゆる定員を充足していないところ。それは親が「そこでもいいですよ」となれば、そこに連れて行くのは自由にされている、例えば校区内でないとだめとかそういうのはあるのでしょうか。

○田村こども家庭課長

児童クラブの場合、基本的には自分が通っている学校の児童クラブに入るということになっております。仮に別のクラブに行くとなると、その行き帰りのことをどうするのか、子ども一人で行くという訳にはいかないと思いますので、そこがこちらとしても悩ましいところです。学校を転校して、空いている学校の児童クラブに入っているという現実、少しではありますがあります。

○委員

ありがとうございます。今、例えば横浜なんかは、すし詰め状態でかなり子どもたちが入っている。そして夜もかなり遅くまで、場合によっては自宅まで連れて行くと聞きます。それでなければなかなか安全という面からも十分でないと。これは大変だなと思いつつ、下関はそこまでいかない状況であって、非常に幸せかなと思いますけれども。以上です。

○委員

9つの事業を見させてもらっていますが、妊娠期から学童期まで幅広い事業が提示されていて、非常にバランスのいい感じで市も頑張っておられるなと思いますが、いくつかちょっと気づきや質問があるのでよろしくお願いします。

まず、事業3の地域子育て支援拠点事業ですが、私も今年、市のご理解で山陰と山陽地区に新規のセンターをオープンさせていただきました。こういう地域子育て支援拠点事業をしておりますと、0、1、2歳のお子さんを持つ親御さんがとても多い。しかも第一子の方が多いです。ですから、子育てのノウハウを全然知らない人が本当にニューフェイスでひっきりなしにやってくるという。恒常的にそこに携わる保育士は2名でいいということもあって、とてもてんやわんやで、クーラーをがんがんならしてもまだ暑い、そういう芋の子洗い状態でちょうど今の夏休みは展開しているところです。

うちのようにいつ来ていつ帰ってもいい、朝10時から3時まで開いているところと、月1のところと、それから週3のところと週5のところというふうに、制度の中でいろいろな展開をしている拠点事業が、この表で言うと拠点の詳細というところですが、いわゆる公立園の併設における直営5か所、私立園併設による委託事業7か所、この12か所はおそらく毎日開いていない。毎日開いているところもいくつかはあるでしょうが、開いていないところの方が多いかなと思ったりするんですね。それからふくふくこども館は毎日開いているだろうと、それから私立とか当事者間でやっている事業所、任意の団体がありますけれども、まだ足りないというか。やっていて思うのですが山陽地区は絶対に足りない、清末・小月地区からさらに以東、山陽町の方、王喜でしょうか、その辺りは本当に足りていない。しかも、なかなか遠くまでは遠出することができなくて、と苦情をもらっているところがあります。

0、1、2歳の働いている両親のもとでは認可保育所に入りますし、認定こども園に入る可能性もあると思いますが、働いていないお母さんたちで0、1、2歳の子どもを持っている方たちが、今から取り残されていく、こういった拠点が充実していなかったらどこに行くのだろう、という不安を、私はやっとながら感じているところがあります。そういう意味では、市として大枠、いわゆる併設型の拠点、単独の拠点、それから混合とではどのような構成をお持ちで、事業をここに挙げておられるのかというのを聞きたいと思います。

それからもう一点、こういうものを運営していると、人材を探すのに本当に困る。これは現場もないと思います、保育所や幼稚園の現場でも。先ほど田中先生ともお話ししましたが、若者はなかなか離職率が高くて、経験者は時間制限がすごくあって、勤務、人事の補償をするのが本当に難しいというのが一般的にあると思います。うちも全くそのとおりで、連携につぐ連携をやっていると、そこにいる親子の継続的な支援というのが課題になってくるんですね。だから、職員間の申し渡し業務の義務化とか連携化っていうことがないといけないがこれもなかなか難しい。市の方では、人材養成のプランも出しておられましたが、保育所のICT化によって事務の軽減化を図ること、そういうことと並行しながら、いわゆる生の人材はどのようにすくっていくのかという今後の方針をお聞かせ願えたらありがたいと思います。

○川口こども育成課長

こども育成課の川口です。よろしくお願いいたします。

子育て支援ということですが、公立の方は毎日開いていないという訳ではございませんで、毎日開いております。だいたい週5日型で、一部、豊北が違っていただと思います。ただし、今、大坪の利用者がすごく多いので、グループを作って、何曜日はこのグループというように、毎日いつでも行けるという状況になっていないところもあります。総合支所管内の方は特に制限らしい制限をしないで開けているところもちろんあり、利用者数の状況によって運営形態を工夫している状況でございます。

今後ということですが、今年度は新たにふたつほど委託をさせていただきましたが、ここは特に保育園併設型ではなく単独型ということで、新制度が始まりまして、いわゆる保育園併設型でないところ

というのも、同じ地域子育て支援拠点事業として整理されておりますので、保育園に併設でない場合の委託というのも割りとしやすくなったのかなと考えております。ですので、今後そういったことも念頭に置きながら模索していきたいと考えております。

それと、保育園の併設型の場合、非常に厳しい状況にあるのは、支援センターをすることによって、保育園の入園希望者を受け入れるのに制限がかかってしまうという点です。今回、公立は長府第二保育園の支援センターを閉めさせていただいて、保育園入所の定員を増やす方を取りました。その分、山陽地区で場所が散らばったような形で、ひとつオープンしていただける運びとなったのは大変よかったなと思っております。それで、今回28年度から始めていただいておりますので、その利用状況等数字をまたしっかりと検証しながら、今後どう展開していくのがいいのかについて考えていきたいと思っております。

それから、保育士、保育士に限らず職員の確保ということでしょうか、保育士確保ですとまた後でできますので、次の議題の中でお話しさせていただくことがありますので、その時にお話ししたいと思います。以上です。

○会長

人材の確保は難しいというのがありますし、多いところと少ないところがあると、じゃあ少ないところに子どもを連れて行ったらいいかという、それも難しいところです。今の話しは、地域子育て支援拠点の0、1、2歳児の状況と、さらに小学校になってからの学童保育にも言えることです。枠が低学年だけから高学年にも広がったことで、場所的には変わらないに関わらず、子どもの数が増えていつている。じゃあそこで見てくれる人がそれだけ確保されているのか。あるいは、一人の方の負担がものすごく増えているのではないか。その増えた分だけ、もう途中でやめるわけにいかないけれど、もう二度とこりごりみたいになって、次につながらないということにならないように、そういうことを見越して、問題が起きてから手当をするのではなく、こうやったらこうなるだろうということも含めて動かないといけませんよね。そのために、この見込みの数とか出されると思いますが、見込みの数が出ているけど、先に手当ができていくかという、多分それはあまりできていないのでは。

先日、私もある方から、今まで学童にずっと行ってきたけれど、急激に増えて本当に芋の子を洗うようになって、しかも大きい子たちも来ているのでケンカが絶えない。それで、本当に今おっしゃられたように、クーラーをいくら効かせても効かないし、ケンカを止めるのに精いっぱい、何か問題が起きてからでは遅すぎるんじゃないか、今の状況をどうしたらいいか分からない、というお話を聞きました。そういう場所もあり、何か起きてから手当をするのでは遅いので、こうなったらこうするか、今の状況をどうやったらいいか、何かないですか。人数がすごく増えてしまって大変なんです、というようなことお聞きになっていませんか。

○田村こども家庭課長

施設整備ができていない状態の中で、国が制度を広げてしまったので、そこで「広げられないから今までどおりです。追加の受け入れはできません」と言うこともなかなかできず、というところもありまして、今2年目に入っていますが、1年目は何とか申し込みがあった数ほぼ受け入れをしました。ただ、やっぱりそういった危険なこともありまして、今回、待機を出さざるを得なかったというところがあります。

それから、本当に各家庭のご事情も分かるわけですから、何とかしたいという思いはあるんですけれ

ども、何せその建物を建てるとなっても、予算を取って出来上がるまでに1年以上かかります。それから、今あるものでとなりますと、結局、待機が出ている学校というのは、元々の児童数も増えている学校ですので、一度に入れるというのはやはり難しい状況です。なので、順次整備してできるだけ早く、1校、2校ずつにはなりますがそこを何とか解消したいと思って、今年度は川棚にとりかかります。

それから、山の田小校区に今からマンションができるということで、そこに子どもが集中するのではないか、私どもの方でも情報収集に努めておりまして、突然そういうことが起こるということがままありますので、よく情報収集しながら何とか、職員も本当に毎日10時すぎまでいろんな入会の問題に対応したり、今夏休みですので状況を見に行ったり、物を買って届けたりとか、そういうことに追われている状況です。なので、預けたいと思って申込みされた方には本当に申し訳ないと思って、電話でも何度もお詫びをさせていただいているのですが、整備の方が追い付かないので、やはり今は優先順位の高い方を、まず年度初めに入れました。それに空いたところは、入れられるところに入れていますが、今夏休みですので、もう本当にいっぱいという状況です。

○委員

とても素朴な質問なのですが、この待機児童は、今年度ということですが、全員1年生なのでしょうか。

○田村こども家庭課長

いえ、最初に入れる時は保育園と同じように点数化して、優先順位の高い者、例えばひとり親家庭であれば少し点数が高くなるとかそういうことで入れていますので、1、2年生は、当初に申し込みをされた方はほぼ全員入っています。

○委員

その点はとても安心しました。それで、何年生がどのくらい入っているというのはよく分からないですが、例えば高学年の子たちを、例えば優先順位を考えると「ごめんなさい、今回これだけ待機があるので」と退所をしてもらって、次に必要な方を入れるというようなことは、どうなんでしょうか。

○田村こども家庭課長

一度入所した方について、もういっぱいになったので小さいお子さんを、というのは、そのお母さんもお仕事などがあって預けられたので、途中でご破算みたいにすることはちょっと難しいのかなと思います。

○会長

そうですね。行政は場所を用意した、それから人材の研修をしてくださっても、現場で利用される方たちがいろいろな事情があって、その利用者たちが全部おんぶに抱っこ、昔だったら5年生6年生が夏休みはリーダーシップをとって小さい子の面倒を見たり、あるいは近所の家で遊んでいて、もう帰らないとか言われたり、そういう場があったんですけど、今やそれは育っていないわけです。育っていないから全部おんぶに抱っこで、次々にいろんなものを作っては決まりを作って、そこに子どもを連れて行けばそれでオーケーなんだという考えだけではやっていけないんじゃないかなと。次々に手当てしても手当てしても問題事はいろんなところから出てくる。やはり、ここにいらっしゃる子育て中のお母

さんお父さん方たちも、あるいは地域の方たちも、どうやったら、行政だけに頼るのではなくて、預けたら預けっぱなしというのではなくて、全部がつながっていくことを何かアイデアを出し、やっていけるようになったら、本当に子ども・子育てがよい街だなとなると思います。いかがですか。

○委員

正直なところ、子育て支援拠点がどこにあるのかもよく分からない感じで、ふくふくこども館には何度か子どもを連れて行ったことがあるくらいで、他のところには行ったことがありません。今、お話しがあったように、確かに時代としては行政だけに頼るだけではないと。やはり地域共助が、ライフスタイルの変化とかあって転勤をする人も増えたり、そういう背景もあって、向こう三軒両隣の時代ではなくなっている。プライバシーの問題もあり、隣で何が起きているのか分からない。それって、子どもの育て方にも影響が出てきますし、「何かあれば公助に頼る」みたいな感じになっていると思います。ただ、公共予算にも限りがある中で、市の方々が一生懸命これだけのことを考えてくださっている。それでも待機が生まれてきて、場所もなくすぐ取りかかれない中で、やはり親として、行政がこれだけのことをやってくれていることを知らなかったし、伝わってきませんでした。そういうこともふまえて、例えば民間保育園だとか児童クラブも含めて、行政と親とでどういったことが他にできるかを考えていけないといけない時代じゃないかと思います。新しいものができてくれば、昔のよかったことも復活できるかもしれないし、それが自然とキャリア教育になっていくということも考えられるかなと思います。

私は地元が吉見ですが、吉見では今いろいろな動きがあって、子ども、高齢者といった縦割りでなく誰でも自然に利用できるような場所を、地域貢献の中で、地元企業家たちがお金を出し合って運営しようとしています。その中で駄菓子屋みたいなものもできたらいいなと。昔は駄菓子屋でおいちゃんおばあちゃん、おじちゃんおばちゃんから怒られたりしながら、順番を守ること等のマナーとか、お小遣いの使い方とか考えていたと思います。そういうのがキャリア教育になっていたり、子どもは子どもだけで、というよりもっと広い受け皿的なものが地域の中にあって、お金も行政に頼るだけでなく地域の企業も巻き込んで出し合うような拠点なんかがぽつぽつできると、おもしろくなっていくだろうし、子どもも自由にそこで見ることができるとかなと思っています。なかなかうまく走っているわけではないのですが、子育て世代や高齢者に優しい街づくり、行政が取り組んでいる事業だけですべての世代に対するセーフティネットは難しいのかなと。

親としても学ぶ場が欲しいというか、こういった情報がなかなかもらえないというふうに感じます。なので、この場に来ると、いろいろ学ぶことができるのでありがたいなと私自身は思うのですが、情報発信を、もう少し届くような場があれば、親たちももっと考えられるのではないかなと思います。

○会長

ありがとうございます。現在子育てをしている人とか、あるいは子育てが終わった人、おじちゃんおばあちゃん、いろんな年代が、子どもというものを未来の宝と思って育てていかないとだめですよ。ここにいる方々みなさん老後心配ですよ。ですから、自分のことだと思って、次々に若い世代を応援し、最後は子どもを応援すると。役所は、国や県からああしろこうしろと言われてその度に数字を出さないといけないと思いますが、一人一人の子どもをデジタル化できるものではないですよ。A君とB君がケンカをする。それはその子その子が全部違う育ち方をしてきたからその場があるのですから、その根本のところも考えながら、特に役所の方々は情報発信ができる方たちなので、何かいい方法があればと思います。

○佐伯こども未来部長

いろいろご意見いただいて、地域全体で子どもをみていこうという動きもあるということですが、まず児童クラブについて一言申し上げたいのは、下関市においては確かに、基本的には直営で、市がそれぞれの学校の敷地の中で児童クラブを運営している形態をとっています。これは、児童クラブ制度の当初からこの形をとっています。ただ、下関市以外では、PTAがその児童クラブを運営しているケース、あるいは、地域のグループの方々が運営するケースもあり、決して行政が運営しなければならないものではございません。それで、先ほどおっしゃったように、地域でそういう機運が高まっているというのは非常にうれしく思っております。

まさに下関市全体でやろうとしております地域内分権、市内の17地区でまちづくり協議会を立ち上げているところですが、そういったところに対して、市の助成が入っていった例えば児童クラブのようなことをやってみようか、という機運が生まれるのも非常に大切なことでないかと思っています。

そもそもこうやって待機が出てきていることは早く解消しなければいけないのですが、先ほど課長が申しあげたように、施設整備というのは一朝一夕にできるものではないと。今、待機が出ている学校というのは、今後も児童が増える見込みがある学校なんですね。特に王司、清末なんかは学級も足りなくなるということで、児童クラブで貸していただいているスペースも渡さないといけないという、行政内部での摺合せもあります。ですから、見方を変えて敷地内という概念を取り払って、もう少し違う場所でやってもらう方策をとるとか。

市内でも一か所やらせていただいているのが菊川の豊東小学校です。ここは学校の敷地がなく教室もないということで、検討したところ、ちょっと学校から離れた地域の共生施設で、「中村さん家」という事業をご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、民家を借りてお年寄りの方を見るという地区社協が行っている事業です。たまたまその敷地の中に民家の納屋があって、そこを改修して児童クラブとして利用する方策もとっております。ですから、我々も既成概念にとらわれずにできるだけ保護者の皆さんのご要望に応えたいと思いますが、地域の中でもいろいろ検討していただけたらいいのかなと、意見を聞いて思ったところでございます。そういった自由な発想も必要なのかなと思います。

それと、なかなかこういった情報が出てこないということでしたが、これにつきましても、今までは市のホームページがあるから見てくれとか、「ちゃいんど」のような冊子を見てくれとか、情報があるからそこに見においでというスタイルで行政は対応してきたかと思います。今、国の交付金で採択されそうなので申し上げているのですが、これからはそういった情報を必要とされる方に対し、スマホのアプリを利用し、その地区の子育ての情報が欲しいと登録した方に対して、その情報が届くというようなシステムを導入していきたいと思っております。そういったところから少しでも、必要な方のところに必要な情報が届くかたちに変えていきたいなと思っております。この秋くらいから着手できる予定ですので、その際にはまたお知らせしたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。それこそ母子手帳をもらわれるときに、そういう情報を全部出して、どうですかって最初に聞くと、若いお父さんお母さん方はすごく喜んで、じゃあお願いしますとなるかもしれませんね。既存のお父さんお母さんには別のやり方を考えなければいけないが。

○佐伯こども未来部長

基本、そういった方向で構築したいと思っております。

○委員

いくつか聞きたいことがありますので質問させてください。

まず、保育園の待機児童についてです。入園状況の待機児童数について、本当にこんなに少ないのかちょっと疑問です。結構耳にしていって、毎月電話がかかってくるというのを周りからも聞いたりするのに、この人数だったら、その人とその人とその人で終わりじゃないか、となってしまうので。国基準待機というのがどういう基準なのか分かりませんが、実際にはもっといるのではないかとというのが気になって、お聞きしたいと思いました。

それと、児童クラブですが、私の子どもは今、角倉小の児童クラブに通っていて今日も行っています。毎日楽しく通っていて、先生方が毎日いろんなメニューを組み込んでくださり、飽きることがないように、水遊びをしたり市の講座を入れてくださったりして、毎日休みたくないと言うくらい楽しんで行っています。それで、角倉小は待機が2人と書いてあるのですが、夏休みに実際に入れなかった人ってもっといるのではないかと思います。これも、2人だと私の友達2人で終わってしまいます。夏休みに入れなくて何度も断られたという話を、学校の友達でたくさん耳にしていますので。これは7月1日現在の普通の学期の途中の待機の人数でしょうか。夏休みに入れなかった方はどのくらいいるのかというのが知りたいです。みなさんどうされているのかなと。待機がない他の学校にお母さんが連れて行っているのか、それとも家で見ておられるのか。その子どもたちは夏休みを一体どうやって過ごしているのだろう、って。うちの子は入れているからいいんですけど、他の働かれているお母さんは、現状としてすごく困って仕事を辞められた方とかいるのかなとか、その辺りが気になったので教えてください。

○川口こども育成課長

まず保育園の待機のことについてです。これは、7月現在で、いわゆる国基準待機はまだ少ない数字になっています。これは年度末に向かってだんだん増えていくものです。それで、国基準がどういうものなのかというご質問ですが、ざっくりとご説明すれば、みなさんどこの園を希望するというのが当然あるかと思いますが、希望の園では無理だけれど、30分以内で空きのある園が他にあれば、国待機としてカウントしないと。その30分というのがその方の移動手段ですが、大抵の方が車を使われますので、車ということであれば結構な広さで動くことができます。それと、中には転園を希望される方がいらっしゃると思いますが、その方々も、どこかの園には入っていますので待機からは除きます。

それで、7月に国基準待機以外でどのくらいの待機がいるかということであれば、35名、どこの園というこだわりがなければ入れる方というのが35名くらいいらっしゃる把握しております。それに、これプラス転園希望の方も十数名いらっしゃる状況です。

昨年度の28年3月時点では、国基準待機自体が83名まで増えております。今年度どうなるかは今のところは分かりませんが、少なくとも7月に入ってこの数名の待機が出てきているという状況です。8月は、速報的に分かっているのはやはり7月より少し増えてはいますけれども、年度末に向かってこれがどのくらい伸びるかというのは、26年度までと数字が全く変わってきていますので、想定することがなかなか難しいところです。

○田村こども家庭課長

では、放課後児童クラブの待機についてですが、これは7月1日と最新の状況を持ってきましたので、待機の人数はこれとお答えするしかないのですが、児童クラブの場合、夏休みの申し込みというのが別枠というか、要は、空きがあれば夏休みのみ入ることができるということです。夏休みはお休みします、という方もいらっしゃる。それで、夏休みお休みして減った数の分ほど、夏休みに入る人が出てくる、と大まかにいうとそういう状況になっているので、今、角倉の児童クラブの待機が2名となっていますが、休んだ方が多ければ次に入れる方も多いわけで、入れ替わりという格好になっているので、細かい数字は今持っていませんが、保育園のようにずっと毎日続けて休みなく行くという形ではなく、夏休み期間はずっと行かないという子どもがいるという状況があります。

○委員

たくさんいるのですか。

○田村こども家庭課長

学校、というかクラブによりますね。

○委員

現場の声を言ってもよろしいでしょうか。私は養治児童クラブに勤務しており、旧市内なので定員を満たしていません。平日というか、通常在籍人数もこの定員よりは少ないです。それにプラスして夏休みの子は定員まで入る訳です。そういうところが、旧市内は名池と王江と養治はそうです。各学年が一クラスしかありませんので。ところが文関ですが、資料にあるように待機が12名ということです。夏休みのみの入会があるということで、普段はそういうお母さん方は子どもが帰ってくるまでの時間のお仕事にされているか、新制度になってから、15時以降に保護者が家にいないという申込み条件が付いたので、15時まで帰ってくる保護者というのは通常入会ができないんですよ。ただ、私が現場で思うことは、通常の時は、保護者は子どものことを考えて15時までの仕事にするか、待たせても30分とか1時間とか家で待てるから児童クラブに預けない。しかし夏休みになると、朝から仕事をされているわけなので、現場から言っているわけですが、先ほど課長がおっしゃられた「空いている分だけ入れる」。例えば、休会、おじいちゃんおばあちゃんの家に行かれるから、という場合がある。その数だけを、15時まで働いている保護者の子どもを入れること自体が、無理があるのではないかと思います。それで、文関がやはり待機があったので、それこそ市にお願いしたいことは、前はしていたので、夏休みの間だけでも、例えば文関の夏休みに入りたい子が、職場がこちら方面とかで、他クラブに行くのは原則送り迎えが必要なので、送り迎えをしてでも他クラブに入りたいという方がいらっしゃったら、指導員としては、お母さんは困っていらっしゃるの、働けないわけですよ。それから朝から3時まで家においておくわけですよ。行き場所のない子どもたちを出すということ自体を早急に考えていただいて、先ほど課長がおっしゃったように、行き帰りに何かあったらどうするかということもあるかもしれませんが、中村さん家というのは多分、学校から中村さん家まで子どもたちだけで行っているわけですよ。どのくらいあるのか分かりませんが、夏休みのみの、原則送り迎えする形にして、空いている他の児童クラブに行かせていただく方法を、来年度から入れていただきたい。そうならば、もっと保護者も市に対して、考えてくれているなど、子どもに対して優しい市だなと思ってくれるのではないかと現場としては思っています。本当に働けない親がいると思うので、現場としては、受け入れられるクラブは受け入れたい。外で野放し状態になる子どもを一人でも減らしたい。やはり、保護者が

安心して働けるという市になったらいいなと思っております。

あと、夏休みですが、うちでも4名入るのでいつもより在籍人数が増えるわけです。毎年課題として、ここにもあがっていますが、夏休みの指導員の数が、朝から夕方まで子どもがいるにもかかわらず、普段の指導員の数よりも少ない数でやっていかないといけない大変さがあります。市の方も分かってくださっていると思いますが、毎年足りないまま取り組んでいる。何か大変な問題が起きるんじゃないか、現場の状況はそういうピリピリしながら仕事をしていて、なおかつ、朝から夜まで預かるということは、子ども同士衝突することが多くなるわけです。だから、その辺りを早急に、夏休みの指導員の人材の確保をしていただくことは、子どもにとっても指導員にとってもいいなと思います。よろしくお願いします。

○田村こども家庭課長

その点はこちらも重々承知しておりまして、夏休みに入る1か月以上前から、広告や市のホームページで募集をします。それから市内の各大学にも連絡をいたしまして、学生の方、例えば教員を目指している方たちにも、市内の大学には全部、声をかけさせていただいております。けれども、応募は本当にわずかです。本当に人材がいない現状です。それと、子どもは預けたいという親の思い。その狭間で、毎日私たちは右を向き左を向き、どうしましょうかという本当に申し訳ない状況なのですが、少しでも、という気持ちは皆持っていて一生懸命やっております。すぐには解消できない問題ではありますが、なんとかお許しをいただけたらと思っております。

○委員

夏休み期間のみだけでも、校区外というのを検討していただけるといいかなと思います。

○田村こども家庭課長

指導員の皆さんのご意見もお伺いしていきたいと思います。

○会長

いいですね。こんなふうにみなさんが子どものことを含めて考えていくというのは。そして、急には変えられなくても、そのことを少しずつでも変える方向に官民一緒になってやっていくしかないですよ。

○委員

放課後児童クラブの、特に夏期休暇中の指導員募集について各大学に声をかけているという件について、大学側から補足をひとつさせていただかなければいけない点があります。実は短大はまだ前期授業中で、8月10日まで試験がずっとあります。前期に15回授業をしなければなりませんので、なかなか時間もなくて夏休みにお手伝いできない状況であると分かっていたらと思います。ただし、これはもうちょっと大きな目で見ても、インターンシップであるとか社会教育という目で大学の人材を今後もっと有効に使う、市と一緒にやっていくというのは大切なことだと思いますので、そういった意味でも、学校にも持ち帰って考えてみたいと思いました。それがひとつめです。

それから、全然話は違いますが、私がひとつ気になってお聞きしたいのが、事業4、発達支援機能強化事業の件でございます。非常に期待をしておるところですが、その反面、懸案事項として、

障害児医療を専門とした医師の確保が懸案であると考えていらっしゃるについて、また、財源のことは書いてありますが、これは具体的にはこういったことをされるのか、受診と療育と書かれています、もうちょっと説明していただけたらと思います。

もうひとつ、この発達支援機能強化事業に鑑みまして、事業9の母子保健業務の中に幼児発達相談推進事業等とあることも含めまして、例えば定期健診で発達障害だとか何か分かった場合に、事業同士で連携を考えておられるかということもご説明いただきたく思いまして、よろしくお願いいたします。

○川口こども育成課長

ではまず、発達支援機能強化事業についてでございます。これは、発達障害等が見受けられた場合に、療育等を早いうちから受けること、つまり早期療育が非常に大事であると言われておりますので、市の方ではこども発達センターを中心に、療育に関して発達支援というものを実施しているわけですが、その時に、親御さんの最初の入り口として、そういうことを受けるためには実際医師の診断が必要ですが、この医師の診断をもらうまでに非常に時間がかかっておりました。予約をして数か月待ちしなければならないとか。それまでに、親の方も気持ちが萎えてしまうというか、診断を受けることを進められてその気になったものの、予約をしてからだいぶ待たないといけないとか、その点が懸念事項で、こちらも何とかしないといけないと思っております。この度、27年5月から診療開始していただいたところですが、たまたま発達障害等を専門にされる先生がいらっしゃいまして、発達センターの中に診療所を作ってくださいまして、それを専門に診ていただくということです。つまり、この発達障害というのは、どの小児科の先生にも診断できるわけではないので、やはり専門の先生でないとなかなか診断書等も書いていただけないと。そこで、先生にご協力いただけるということで、発達センターの敷地の中にその専門の診療所を作って医師を配置して、そこでそういう障害の疑いがあると思われる方の診療をして、診断していただいています。そしてその後、実際の療育につないでいくようにしています。そこに対して市といたしましては、市の直営ではございませんので、運営費について補助をさせていただいているということです。

それで、今はその専門の先生の確保ができておりますが、今後将来的に、必ず今の先生の次にもつながっていくかというところが懸念であるということです。今、診ていただいている先生については、今のところ続けていただけるだろうと思っておりますが、それも永遠ではないので、その都度いいタイミングで新しい先生に来ていただけるかどうかという点は、難しいところがあるかもしれないと考えているところです。

○野坂こども保健課主幹

続きましてこども保健課です。野坂です、よろしくお願いいたします。

事業9の説明ですが、幼児発達相談推進事業について、もう少し詳しく事業についてご説明したいと思っております。要は、小さいお子さんの健診、1歳半健診から3歳児健診までやっておりますが、その健診の中で、発達について何かあるなというお子さんに対して、乳幼児発達支援学級とか療育相談会とか専門の先生を交えての相談会を開催したり、ちょっと気になるお子さんがいたら、教室で一緒に集団で遊ばせてみたりとかいう教室を開いているものが幼児発達相談推進事業です。

また、5歳児発達相談会というものもやっております、こちらは市内すべての公立・私立の保育園、幼稚園、こども園の年中さんに対して、親御さんに何か気になることはありませんかとアンケートをとってその結果や、普段日常を見ている園の先生の、この子はちょっと診てもらった方がいいと思うお子さ

んを、専門の心理士等が診てどちらかにつなごうという、就学するまでに発見してつないでいくというのがこちらの事業です。つないだ後というのは、先ほどありました発達センターの先生に診ていただいたり、あるいは市内の専門の医師の方に診ていただいたり、ということです。

私どもがやっている事業はあくまでもつなぐという役目でございます。つなぐということは、本来ならつないだ後見るべきであり、こども未来部としてこの辺りを、出産から子育てまでつないで見守ってこうしておりますので、今後そういった連携の体制につきましては検討しているところです。

5歳児の相談会については、年中児でやっておりますが、小学校に入るときに、小学校の先生にも見ていただければ、入学の際の体制を、そういった児童が入ってきたらどのようにしようかと学校側も把握することができますので、5歳児相談会は、教育委員会とこども未来部と一緒にやっている事業であることを補足しておきます。

○委員

ご丁寧にありがとうございました。継続的に一人の子どもをどのように市がみていくとか、行政がどのように管理していくかということが全国的に非常に問題になっているため、下関市さんがどういうふうにやっていらっしゃるのか知りたかったので、大変丁寧に説明していただきましてありがとうございました。

本当に大変なことだと思いますし、特に、母親がまず一步を踏み出すこと、例えば発達障害という診断を受けるのがやはり怖いとか、どうしたらいいのだろう、という不安がとてもネックになっていて、現場も現状を受け入れて対応するのが大変と私も聞いておりましたので、母子保健業務を中心としてそのような事業を連携して活動していただければありがたいと思います。

○会長

ありがとうございました。いろいろご意見とか提言も含めてたくさんお話しいただけました。それでは次の議題に行きたいと思います。事務局から資料2の説明をお願いします。

○事務局（藤野主査）

それでは資料2「保育士等配置要件弾力化の取扱いについて」ご説明いたします。

2月の審議会において、国が、喫緊の課題となっている保育士不足の解消に向けて、待機児童が解消し、受け皿拡大が一段落するまでの、当分の間の特例として、保育士の配置基準の一部について、弾力的な運用を可能とする基準改正を行おうとしていることにつきまして、委員の皆様から、大変貴重なご意見を多数いただきました。ありがとうございました。その後、保育連盟、公立園長会からもご意見・要望をいただいたところです。

2月の審議会では、改正については、山口県と調整して、慎重に検討する予定と申しあげましたが、山口県は県の都合により6月に基準改正をされました。山口県内では、山口県と下関市の足並みをそろえたいということも当初ありましたが、下関市は下関市として独自に、この特例の取扱いについて、検討させていただいたところです。

本日は、おさらいになる部分もありますが、4月1日に施行されました国の改正と運用通知の内容、それから、6月28日に施行されました県の運用通知の内容について、保育所を中心に、要点を説明させていただいたうえで、下関市としての方向性について、お話ししたいと思います。

まず、資料の1ページ、この度の要件緩和に関連する省令、条例などを表にしております。中核市で

ある下関市は、保育所の基準条例と、認定こども園のうち幼保連携型認定こども園の基準条例を定めております。そして、中核市に限らず、市町村が定めることとなっている家庭的保育事業等の基準条例も定めておりますが、一番下の欄、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の基準は県条例で定められているところです。

次のページ、ここから、今回の改正の内容について、国・県の運用通知の内容も、要点をご紹介しますながら、説明させていただきます。

まず、①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置にかかる特例についてです。資料の2ページにありますように、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項には、「保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1保育所につき2人を下ることはできない。」とあり、保育所においては、保育士を2名以上配置することが省令上求められているところですが、今回の特例は、この2名を下ることができないとされている、ただし書きを適用しないことができる、とされるものです。そして、この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、都道府県知事、中核市は中核市の市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を置かなければならないとされております。

この県知事が認める者の要件が、2ページの運用通知内容にあり、山口県は、次の要件をすべて満たす者とされています。ア 当該保育所で勤務した期間または、保育所等で保育業務、ここでいう保育業務とは、資格を持たないものが行う保育補助、保育支援のこと、とのことですが、その期間が、常勤で1年相当ある者。イ 子育て支援員研修のうち地域保育コースの「地域型保育」の分類を修了した者または家庭的保育者。ウ 保育の質の確保のために施設が独自にとりくむ、保育士に代える者に対する研修の計画が示されている者。これら、全てを満たす者が、保育士に代わり保育に従事できるものとされています。3ページ目に「幼保連携型認定こども園」の改正内容と、運用通知を掲載しておりますが、保育教諭についても、保育所と同等の基準緩和をしているところです。

次に、4ページ目、②幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用に係る特例についてです。

基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなすことができるものです。運用通知には、国は、幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心的に保育することが望ましいとされているところ、県は、原則、幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児の保育に従事するものとするとしてされているところです。次のページに、幼保連携型認定こども園については、小学校教諭、養護教諭について、保育教諭などに代えて置くことができるとされています。

次に、③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例についてです。

保育所を1日につき8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができるとするものです。県の運用通知では、県知事が認める者は、先ほど説明した要件すべてを満たす者と同様で、さらに、その認める者は、3年以内に保育士資格の取得を促していくこととされています。次のページ、6ページ目、幼保連携型認定こども園においても、ほぼ同様の内容となっております。

7ページ目、④番目、前に説明いたしました②及び③の特例を適用する場合における職員配置について、は、特例が適用される場合の保育士資格を有する者の割合を、必要となる保育士の数の3分の2以

上置かなければならないとするものです。

県においては、保育士とみなす者の数が必要保育士の3分の1を超えない範囲で、知事が認める員数としております。この知事が認める員数は、適用開始から概ね1年間は原則1人とし、その後県と協議の上、保育の質の確保に支障がないと認められる場合に限り、段階的に増やしていくことができるものとされています。

9ページ⑤番目の、実施に係る留意事項については、山口県は独自に、特例の適用を希望する施設は、あらかじめ市町を通じて県に協議することとされています。市町は希望施設の特例適用に係る意見書を付して、県に進達することになります。さらに、今回の特例の適用期間ですが、国は「待機児童が解消し、受け皿拡大が一段落するまでの当分の間」とされていますが、山口県は「各施設の特例の適用期間は3年間」とされています。

そして、9ページの下段に、国・県ともこの特例実施にかかる留意事項として、国は、「保育士確保に向けた取組の一層の強化」について、あくまでも保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例の実施にあたっては、保育士が専門的な業務に専念できるように、業務の見直しを行うことと、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこと」とされているところです。また、県は、「保育士の処遇改善」について、国と同様「保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。」とした上で、特例実施にあたっては、業務の見直しと施設に勤務する保育士の処遇改善に積極的に取り組むこと。」とされているところです。

以上、今回の特例について、その概要と、国、山口県の運用内容を、説明させていただきました。

12ページには、2月の審議会において皆様からいただきましたご意見を掲載させていただいております。3月には、公立園長会から要望が提出され、その内容は、(1)朝夕は、日中よりさらに配慮が必要な時間帯であるため、要件緩和は事故につながる恐れがある。(2)幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用については、保育士と近接する職種が加わることは効果がありとされつつも、条件や制約は必要、などの意見が出されております。

さらに、6月には、保育連盟から書面でご意見をいただきました。保育連盟のご意見は、(1)保育士配置要件の緩和は基本的には容易にすべきではない。(2)保育士の処遇改善が最優先。(3)「子育て支援員」の内容と役割を明確に。(4)子育て支援員から保育士への流れを創ってほしい。(5)保護者・利用者の意見を大切にしてほしい、という内容のご意見をいただきました。

今回の特例を適用するか否か、改正する時期については、厚生労働省より、各自治体が地域の実情を踏まえて、総合的に判断することとされております。本市では、審議会の皆様、保育連盟、公立園長会のご意見を参考にさせていただきながら、下関市における待機児童の状況や今後の見込み、保育士不足の状況などを、総合的に検討させていただいたところです。

検討のポイントは、保育士不足による待機児童の発生がどの程度あるのか、ということにあると思います。本市の待機児童の状況は、本年4月1日時点はゼロでしたが、7月時点で6名発生しております。そのうち、保育士不足による待機児童は3名あり、この3名はすべて公立園希望の待機児童で、私立園の保育士不足による待機児童はゼロとなっております。

これまでの待機児童の実績と傾向をお話しますと、待機児童は、年度内でも年度の後半ほど増加する傾向があります。平成26年度末の待機児童は、40名発生しており、そのうち、待機理由が保育士不足によるものは、9名でした。この9名は公立の園の希望者で、私立園の保育士不足によるものはゼロという状況でした。

平成27年度末は、待機児童が83名と、26年度に比べ大幅に増えております。これは、平成27年度に新制度が始まり、今まで潜在的にあった保育ニーズが顕在化したためと考えております。この待機児童83名のうち、保育士不足によるものは、50名あり、うち、私立園の保育士不足によるものは23名という状況でした。ただし、この待機理由については、保育士不足と整理している中にも、施設面積そのものが容量オーバーで受け入れられないというケースも含んでおりましたので、純粋な保育士不足による待機はもう少し減るものと考えられます。ちなみに、平成27年度末に待機児童となっていたお子様は、4月には全員入所することができております。本市に、「保育士不足は全くない」と言い切ることはできない状況ではありますが、保育士の確保に関しては、各園にご尽力いただいているところ です。

資料2の最後のページ、14ページにありますように、本市においても、保育士確保に関する取組として、先ほど事業説明でご紹介させていただきましたが、保育士の業務負担の軽減を図るための「業務効率化推進事業」の実施や、保育士確保のため、未就業保育士、いわゆる潜在保育士への呼びかけ、指定保育士養成施設や公立保育所OBへの呼びかけなどを行っており、また、山口県福祉人材センターやハローワークの活用、就職フェアを保育連盟と共催で開催するなど、様々な方法で保育士の確保に努めております。さらに、保育士などの処遇については、これは全国レベルの内容ですが、国の施策として実施されており、徐々に改善の方向で動いているという状況で、これも、保育士の確保の一助になるものと期待しているところです。

このように、施設、市、関係機関等が協力して保育士の確保に努めることで、今後の保育士不足による待機児童の発生を抑えることができるもの、と考えているところです。

以上、保育士不足による待機児童の状況、対応策、それから、皆様からいただきましたご意見を総合的に判断させていただき、今回の特例に関しては「適用しない」という方向で、最終的な「下関市としての意思決定」の手続きをとっているところです。ただし、今後、保育士不足が顕著となり、待機児童が大幅に増えるなど、状況が変化した場合には、再度協議の上、適用の可否を判断したいと考えております。

また、冒頭で、県が基準条例を定めるものとして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園型、保育所型、地域裁量型があると説明いたしました。下関市には、現在幼稚園型認定こども園が4園あり、基準は県条例が適用されることとなります。この度の特例について、山口県は条例を改正されたことにより、本市に所在する、幼稚園型認定こども園については、適用できることとなりますが、先ほど説明させていただきましたとおり、県は特例の適用に当たっては、市町の意見を聴くとされていることから、本市の幼稚園型認定こども園についても、原則保育所などと同じ取扱いにすることで、各園にご理解いただく方向で考えております。

以上、現時点では、下関市としての最終決定に至っておりませんが、特例の取扱いについて、下関市の方向性を、説明させていただきました。以上です。

○会長

ありがとうございました。国、県、市それぞれの条例等のあり方が少しずつ違って、それはそれぞれに合ったように変えている、と。下関は先日の審議会の際の皆さんのご意見プラス各団体のご意見を入れてくださっての判断ということです。何かご意見がございますか、あるいはご質問等。ないようでしたら、この内容をよく読んでいただき、考えていただいて、よりよい方向で保育の質が、また保育士を養成される大学のよい教育や子供を育てる家庭も含めて、少しでもそれが行われるといいと思いま

す。

○委員

すみません、感想ですが、下関市としては要件緩和の条例は作らない方向で決定されたということで。

保育連盟も、この件につきまして5月に各園にアンケートをとりました。そして各園の状況、このことについての意見を聴取しました。それで、今、市の説明を聞き、非常に勇気ある決断であると感じました。

というのが、これは国が定めた法律の中で動いていて、都道府県で条例を作っていく、下関は中核市ですから自分のところで条例を作ることとなります。本来は国に従うべきですから、条例を作る前提で我々も考えておりました。その中で、どのようにして各園の意見を集約して出していくか、というのに非常に頭を悩ませたところです。そして我々は、国が示すのであるから当然そうなるのだろうという前提の中で考えた結果、ここに書いてある保育連盟の意見、子育て支援員の役割を明確に、とか、保育士への流れを創っていただきたい等が出てきたわけですが、下関市はこの審議会の意見、それから各団体の意見をくみ取っていただいて決断されたということで、非常にありがたく思っております。

それから、保育士不足というのは、確かに保育士不足でありまして、保育園やこども園では待機児童の問題もありますが、下関に限って言えば面積が広いということもあると思いますが、とりわけ途中からの入所については、当然働き方は様々ですので、途中から働くという方もいらっしゃるし、出産してこれから仕事に就こうという方もいらっしゃる。保育所は児童福祉施設ですから、我々もそれに対応していくという使命もあると思います。ところが、なかなか途中からの採用という方はいらっしゃらない。ですから、連盟は市と一緒にあらかじめ就職フェアというのをやっていますが、それで人材をたくさん抱えていればいいのですが、じゃあその分の費用負担は誰がするのか制度として難しいということもあります。なので、この問題を考えるときに、ひとつは制度としてというものがあると思いますし、それから、保育士さんになりたいという人たちを養成している養成校の問題もあると思いますし、今度は仕事に就いてから我々がどう人を育てていくかという面で、できるだけ離職をしないようにフォローしていくといういろいろな問題、それと併せて、下関市保育連盟では保育士の処遇改善もしっかり手当てしていただきたいということもお願いしておるところです。その辺りも全部含めて、これから本気になってやっていかないと、やはり保育現場は難しいです。今回、こういった問題が出てきて、じゃあ保育の専門性はどこにあるのですか、と言ったときに、一日の仕事の中で保育士でなければならない仕事とそうでもない仕事というのが当然ありますが、そうでもない仕事については、そういった手当てをしていただきいろんな方に入っていていただいとお手伝いいただく、と。まあその分だけどこかで負担していただかなければならない点もあり、そういったことも全部含めてこれからしっかり考えていかなければならないので、保育連盟としてはここに挙げているような要望を出しました。

最終的には、5番目にありますように、保育園やこども園を利用される保護者の方が安心して預けることができるように。そして、子どもの成長にとって、今や保育園やこども園は最後の砦みたいなところがあります。核家族化が非常に進んでいて、従来は家庭で育てていたものがなかなか育ちにくい社会環境もありますので、子どもたちに必要なことをしっかり身につけ、将来立派な大人になっていただきたいということ。だから、幼児期に必要なことを身につけていくという点で、我々の役割も非常に大きなものでありますので、しっかりやっていかなければならないということです。改めてお礼と言いますか、すごい決断をしていただいたなと思います。ありがとうございました。

○委員

今、おっしゃっていましたが、この会議において、最後のページに公立園長会あるいは保育連盟さんのご意見も併記されているというところが、これからのこの会議がどんな方向性になっていくというか、市のスタンスが見えたようで、私すごく嬉しくて一言申し上げたいと思います。

私は今、大学の方は終わりました今は家にいるんですが、下関は実に人的資源が豊かなところだなと思うところがあります。しかしながら、それをいわゆるマネジメントしてつないでいく機関というのがなかなかなくて、ある意味、一人で孤軍奮闘している方がたくさんいる。それをもっと集めた形で、例えば下関の子育てについてはこの審議会で提案して何か作り上げていくというふうな、市をサポートする団体として、この審議会の位置づけや未来像も考えてみると、すごくいい試みになるんじゃないかと思いました。そういう意味では、ここにいろんな団体の意見を列記されたことが、今後の指針になるかと思います。ありがとうございました。

○会長

私も、審議会というのは、「はい、やりました」というのではなく、ここにいるそれぞれの立場からご意見が出ること、そしてそれを受け止めて、返してくださること、これがあつての審議会じゃないかなと思います。市の方もいろんな部署の方々が来ていらっしゃるし、縦割りではなくて横につながっていくということの実践を、ここでしていると思います。今回のこれは本当に、前回の最後に皆がわーっと言って終わりましたが、きちんとご配慮していただき、考えていただき、ありがたかったと思います。

では、閉会にしたいと思います、閉会の前に事務局から次の審議会の開催などについてお願いします。

○事務局（丹嶋補佐）

それでは、今後の審議会の予定を事務局から説明させていただきます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の平成29年度の定員について、及び、幼保連携型認定こども園の認可申請があつた場合にご意見を伺うため、来年1月後半から2月前半に開催を予定しております。またその折にはご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それではこれで、本日の子ども・子育て審議会を終了いたします。